

公布された条例のあらまし

◇静岡県女性相談センター及び静岡県婦人保護施設清流荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、次のとおり改正を行いました。

- (1) 静岡県女性相談センター及び静岡県婦人保護施設清流荘の名称を改めました。（題名、第1条～第3条関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき、職員の定数を次のとおり改めました。（第2条関係）

区 分	改正前	改正後
学校の職員	7,988人	7,828人
県費負担教職員	11,229人	11,209人

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

役職定年制が導入されたことを踏まえ、必要な改正を行いました。（第4条関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

企業職員と県の他の職員との均衡を図るため、在宅勤務等手当を支給することとしました。（第2条、第7条の3関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

がんセンター事業職員と県の他の職員との均衡を図るため、在宅勤務等手当を支給することとしました。（第2条、第11条の2関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令に基づき厚生労働大臣が定める令和6年度及び令和7年度における財政安定化基金拠出率が定められたことに伴い、県が静岡県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算定するための拠出率を100,000分の38から100,000分の41に改めました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 受益者負担の適正化を図るため、国が示す標準額の改定に基づき、危険物取扱者試験の実施に係る手数料等の額を改定しました。（別表関係）
- (2) 介護療養型医療施設に係る経過措置が令和6年3月31日に終了することに伴い、指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料を廃止しました。（別表関係）
- (3) 大麻取締法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (4) 技能検定試験手数料の特例を改めることとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (5) 租税特別措置法施行令の改正に伴い、特定の民間再開発事業認定申請手数料を廃止しました。（別表関係）
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の容積率に関する特例の許可等に係る手数料を新設するほか、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (7) 警備業法の改正に伴い、認定証再交付手数料等を廃止するほか、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (8) 探偵業の業務の適正化に関する法律の改正に伴い、探偵業届出証明書交付手数料等を廃止しました。（別表関係）
- (9) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の改正に伴い、認定証再交付手数料等を廃止しました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県工業技術研究所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

所要経費の見直しに伴い、受益者負担の適正化を図るため、使用料の額を改めました。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

飼料価格の高騰に伴い、静岡県家畜共同育成場における利用料金の上限額を改めました。（第13条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県漁港管理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

漁港漁場整備法の改正に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 引用している法律の題名を改めました。（第1条関係）
- (2) 漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者から土砂採取料等を徴収することとしました。（第17条関係）

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、必要な改正を行いました。（別表第2、別表第3関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇静岡県公文書等の管理に関する条例

1 制定の理由

公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正かつ効率的な管理、歴史公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって県の事務及び事業が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにするため、条例を制定しました。

2 内容

- (1) 公文書の管理について定めました。（第5条～第13条関係）
- (2) 特定歴史公文書の保存、利用等について定めました。（第14条～第31条関係）
- (3) 静岡県公文書等管理審査会について定めました。（第32条～第39条関係）
- (4) 秘密保持義務に違反した静岡県公文書等管理審査会の委員に対する罰則を設けました。（第47条関係）
- (5) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県本人確認情報保護審議会条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

住民基本台帳法の改正により、附票本人確認情報に関する事項が定められたこと等に伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県本人確認情報保護審議会条例
- (2) 静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

住民基本台帳法の改正に伴い、引用している条項を改めました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 県と市で協議が調った事務を令和6年度当初から県が処理することとしたことに伴い、現在、市が処理することとしている事務の削除をする改正を行いました。（別表第1関係）
- (2) 文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画の認定に伴い、必要な改正を行いました。（別表第1関係）
- (3) 大気汚染防止法等に基づく届出等の手続について、電子情報処理組織を使用して行う届出等の受付を開始することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（別表第1関係）
- (4) 大麻取締法の改正に伴い、現在、静岡市及び浜松市が処理することとしている事務の削除をする改正を行いました。（別表第1関係）
- (5) 建築基準法施行令の改正に伴い、新たに市町が処理することとなる事務の追加をする改正を行いました。（別表第1関係）
- (6) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県建築基準条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

建築基準法の改正に伴い、居室を3階に有する建築物の構造等を見直すほか、必要な改正を行いました。（第8条、第27条、第28条関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導を行う事業者に対する高齢者虐待防止のための取組の義務付けの経過措置の期間を令和9年3月31日まで延長することとしました。（附則第2項関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例

1 廃止の理由及び内容

介護療養型医療施設に係る経過措置が令和6年3月31日に終了することに伴い、指定介護療養型医療施設

設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 制定の理由及び内容

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- (3) 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 制定の理由及び内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- (2) 障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 制定の理由及び内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (2) 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

2 施行期日

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行することとしました。

◇女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

1 制定の理由及び内容

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の制定に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しました。（第2条～第4条関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正等に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

(1) 社会情勢の変化を考慮し、必要な改正を行いました。（第3条関係）

(2) 事業者は、その事業を行うに当たり、合理的な配慮をしなければならないこととしました。（第9条、第10条、第16条関係）

(3) 県は、障害を理由とする差別に関する相談に対応することができるよう人材の育成及び確保のための措置を講ずるものとししました。（第12条関係）

(4) 県は、障害を理由とする差別及びその解消の取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとししました。（第24条関係）

(5) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 制定の理由及び内容

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例

(2) 静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正により、退職被保険者等所属都道府県の療養給付費等負担金等の特例が廃止されたことに伴い、必要な改正を行いました。（第5条～第7条、第10条、

第11条関係)

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

大麻取締法等の改正に伴い、必要な改正を行いました。(第2条、第10条、第15条関係)

2 施行期日

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

児童福祉法の改正により、児童福祉施設に里親支援センターが追加されたことに伴い、特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の規定を見直しました。(第14条関係)

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

静岡空港への就航等に柔軟に対応し、静岡空港の効率的な運用を図るため、静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例(平成27年静岡県条例第35号)附則第2項に規定する規則で定める日の期限を延長しました。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

国の交付金を原資とした基金を活用して行う事業の実施期限を延長することとしたことに伴い、条例の有効期限を令和12年3月31日に改めました。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県公立学校情報通信機器整備基金条例

1 制定の理由

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における情報通信機

器の整備を行うための事業に要する経費に充てるため、静岡県公立学校情報通信機器整備基金を創設することとしました。

2 内容

- (1) 基金の積立額は、予算の定めるところによることとしました。（第2条関係）
- (2) 基金に属する現金の管理の方法について定めました。（第3条関係）
- (3) 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れることとしました。（第4条関係）
- (4) 基金に属する現金は、歳計現金に繰り替えて運用できることとしました。（第5条関係）
- (5) この条例は、令和11年3月31日に効力を失うこととしました。（附則第2項関係）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設に新たな機械器具を導入することとしたことに伴い、使用料の額を定めました。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

社会情勢の変化を考慮し、オンラインを活用して委員会を開催することができる場合について見直すほか、必要な改正を行いました。（第10条の2、第20条関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。